

被保険者の皆様へ

N I P P O健康保険組合

被扶養者の確認（検認）実施について

標記の件、下記の通り実施しますのでご協力をお願い致します。

記

対 象 者：被扶養者を有する被保険者のうち保険証の記号が 201～211、214～217 の方

提出期限：平成 30 年 8 月 31 日(金)

提 出 先：NIPPO 健康保険組合（事業所・支店経由）

必要書類：別紙「検認における調書必要書類」のとおり

目 的：被扶養者（家族）の扶養状況に異動がないかの確認（「検認」といいます）を実施するものです。

検認は、毎年実施するよう厚生労働省から指導を受けています。

個人情報：提出いただいた調書、添付書類は健保組合で内容を確認し、被扶養者の再認定を実施しますが、取得した個人情報は、当健保組合の認定判定作業にのみ使用し、他に転用しません。

なお、提出いただいた書類(添付書類含む)は返却しませんので予めご承知願います。

この検認は、皆様の保険料を適正に使用するため必要な作業ですので、ご多忙のところ誠に恐れ入りますがご理解とご協力をお願い致します。

## 検認における調書必要書類

詳細掲載		住民票 (※世帯全員・続柄記載のないもの) ※個人番号	所得証明書 (平成30年度) ※収入額が記載されたもの	学生証の写し又は在学証明書	収入の証明書	送金の証明書	海外勤務者 被扶養者収入状況届  H30.1.1現在 非居住者のみ
被扶養者	区分						
健康保険上扶養に していない配偶者	収入のある者	○	○				
健康保険上扶養に している配偶者	収入のある者	○	○		○		○
	収入のない者	○	○				○
直系尊属 子・孫・兄弟	収入のある者	○	○		○	別居の場合のみ ○	○
	収入のない者	○	○			別居の場合のみ ○	○
	(期末年齢)17歳以上の 学生	○	○	○	収入がある場合のみ ○		○
	(期末年齢)17歳未満 の学生	○	○	○ 高校生のみ	収入がある場合のみ ○		○ 高校生のみ
(上記を除く) 三親等以内の親族	収入のある者	○	○		○	別居の場合 認定不可	○
	収入のない者	○	○				○

### <注意>

添付書類	注意事項	入手先	
住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員記載の記載があるもので、続柄記載あり、個人番号(マイナンバー)記載なしのもの。</li> <li>別居の場合はそれぞれの世帯毎に必要です。</li> <li>3ヶ月以内に発行されたもの。</li> </ul>	市区町村	
所得証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度のもの。</li> <li>収入額が記載されたもの。</li> <li>所得証明書が交付されない場合、非課税証明書を添付。</li> <li>期末年齢17歳以上の者は学生でも必要です。</li> </ul>	市区町村	
収入の証明書	給与収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与明細等、総支給額の確認ができるもの(直近3ヶ月分)。</li> <li>※通帳は手取り金額のため不可。</li> </ul>	勤務先
	年金収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近の振込通知書または額改定通知書。</li> <li>公的年金・私的年金・遺族年金・障害年金等を含む全ての年金。</li> </ul>	年金事務所
	その他収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度の確定申告書・収支内訳書・経費内訳書。</li> <li>各種手当金等がある場合、その金額が確認できるもの。</li> </ul>	税務署 ハローワーク等
送金の証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>通帳やATM利用明細書等、振込先の口座名義の記載があり、月々送金していることが確認できるもの(直近6か月分)。</li> <li>※単身赴任による別居の場合は不要。</li> </ul>	銀行等	
海外勤務者 被扶養者収入状況届	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年1月1日現在、非居住者のみ提出して下さい。</li> <li>※それ以外の者は所得証明書を添付。</li> </ul>	当健保	